

特定不妊治療に 助成金が支給されます

▶特定不妊治療事業の目的

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減することを目的としています。

対象の治療法は、「体外受精」及び「顕微受精」です。

▶対象者

次の条件のすべてを満たす人が対象となります。

- ①法律上婚姻している夫婦。
- ②夫婦の両方または、一方が静岡県内（静岡市と浜松市を除く）に住所を有すること。
- ③体外受精及び顕微受精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦。
- ④夫と妻の合計所得額が730万円未満。

▶給付の内容

治療費のうち、1回当たり上限10万円、1年度当たり2回まで助成します。
通算5年間助成。

▶指定医療機関

助成を受けるためには県知事が指定した医療機関で治療を受けていることが必要です。

問合せ先 賀茂健康福祉センター ☎ 0558 (24) 2056

不妊専門相談のお知らせ

不妊専門相談について電話と面接で行っています。ご利用ください。
なお、面接相談は、予約制となっております。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

電話相談 毎週火曜日・金曜日（祝日休み）午前10時～午後3時

面接相談 ※電話相談日に専用ダイヤルで受付けます。
（予約制）

相談会場	相談日	時間
県男女共同参画センターあざれあ （静岡市駿河区馬淵1-17-1）	毎月第2・第4金曜日	午前10時～午後3時
県不妊専門相談センター（三島市）	5月、8月、11月、2月の 第3金曜日	

内容 専門家が不妊の悩みや治療に関する相談に無料で応じます。
対象 不妊にお悩みのご夫婦など。

申込み・問合せ先 県不妊専門相談センター
専用ダイヤル ☎ 055 (991) 2006

「静岡地方税滞納整理機構(仮称)」設立

～平成20年4月滞納整理部門の業務開始～

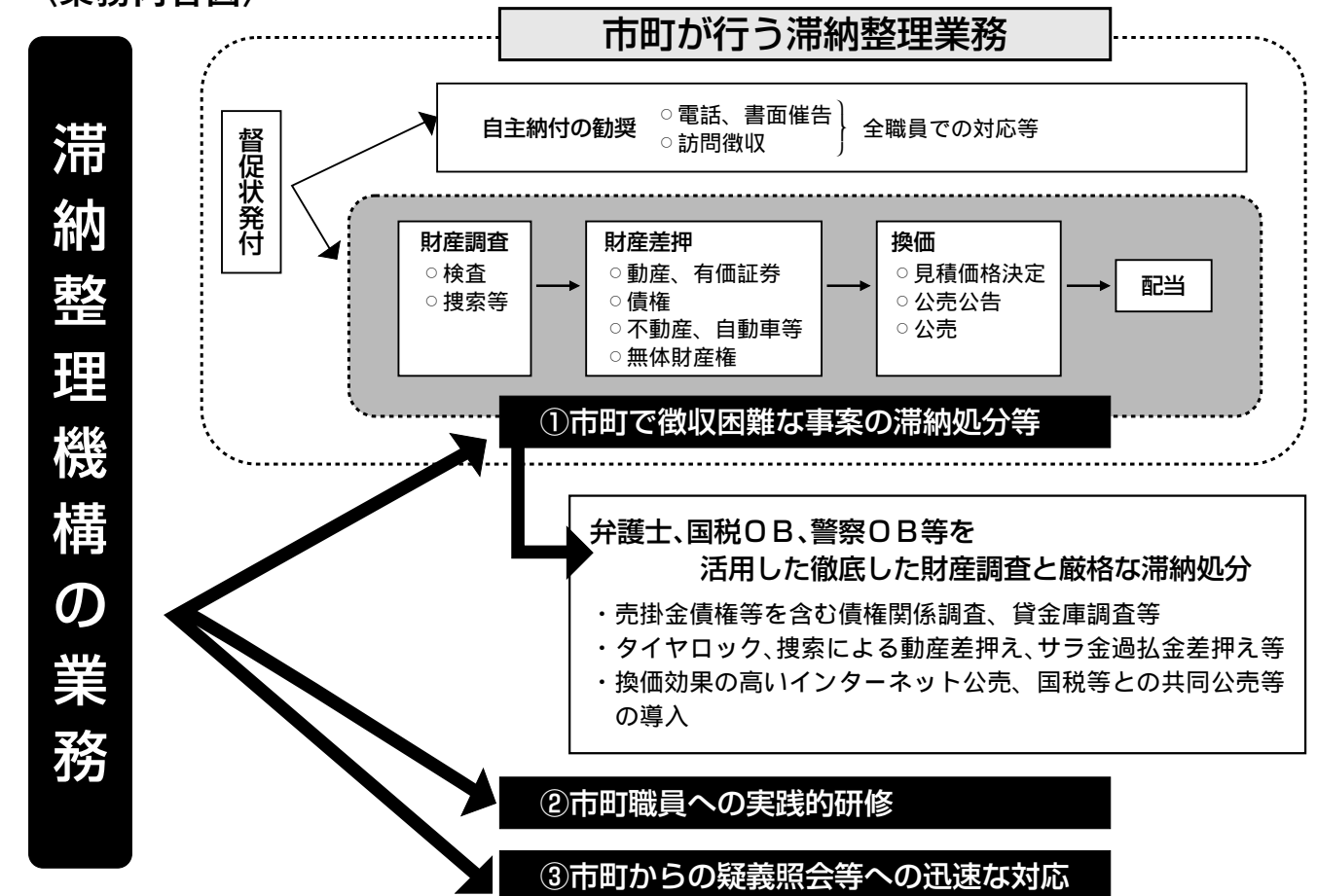
「静岡地方税滞納整理機構（仮称）」は、静岡県下における税の公平性の確保および滞納額の縮減を図るため、市町単独では処理が困難な事案を引き受け、悪質な滞納者に対しては財産の差押や公売による滞納整理を行う組織です。

〈機構設立の経緯〉

三位一体改革により国から地方への税源移譲が平成19年度から本格的に実施され、地方税の重要性が今まで以上に増します。地方における税務行政は、税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するための体制強化が求められ、適正で効率的な事務執行が必要となってまいります。

そこで、地方税の滞納額を効率的に縮減するため、静岡県と全市町が連携して滞納整理業務を行う組織として「静岡地方税滞納整理機構（仮称）」を設立することとなりました。

〈業務内容図〉



問合せ先 税務課 ☎ (95) 6300